公　　告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和８年９月 30 日

佐賀県知事　　山口　祥義

１　大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

（１）大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称：スーパーセンタートライアルみやき店

所在地：佐賀県三養基郡みやき町大字白壁字市原５９０２番　外１２筆

（２）変更した事項

・大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

・大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

２　届出年月日

令和８年９月 24 日

３　関係書類の縦覧

（１）縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

（２）縦覧期間

令和８年９月 30 日から

令和９年１月 30 日まで

４　その他

法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部産業政策課（郵便番号 840-8570　佐賀市城内一丁目１番 59 号）に到着するよう提出してください。